

各圏域における病床整備に関する取扱いについて

1 要旨

第8次広島県保健医療計画の施行（R6.4.1～）によって、基準病床数が増加したこと等に伴い、今後圏域によっては、既存病床数が基準病床数を下回る可能性があり、病床整備について全県として検討を進めていく必要があることから、整備に向けた方針について整理する。

2 病床整備の取扱方針（案）

- 病床整備に向けた医療機関からの受付方法については、公平性を担保する必要があることから公募方式とする。
- 公募は、圏域における地域医療構想調整会議での協議のスケジュール等を考慮し、年1回とする。
- 病床整備が可能な圏域は、圏域の既存病床数が基準病床数を下回り、かつ許可病床数が必要病床数を下回っている圏域とし、その基準日は4月1日時点とする。
ただし、整備を行う場合の整備可能病床数は、公募開始時点の直近の数値とする。
- 病床整備が可能とされた圏域は、圏域の地域医療構想調整会議において、地域の医療需要等を考慮し、原則として、整備しようとする病床が圏域で不足する機能を担う病床である場合に、病床整備を認めるものとする。
なお、圏域で不足する機能を担う病床以外の病床の整備について申請があった場合であっても、その必要性（やむを得ない理由）等が圏域の地域医療構想調整会議において認められれば、この限りではない。

3 大まかな年間スケジュール（案）

令和6年度は、圏域へ提供する医療需要等のデータに基づき、病床整備に係る取扱方針や評価基準・評価方法等のひな型を整理し、令和7年度以降、病床整備が可能となった圏域において公募を開始し、必要な病床整備を行っていく。

【令和7年度～（見込み）】

| 時期 | 経過 |
|--------------|---|
| 5～6月 | ○ 4月1日時点の既存病床数調査・確定 (各圏域における整備が可能か否かを判断) |
| 7～8月 | ○ 県単位の地域医療構想調整会議（計画部会） ・ 病床整備が可能な圏域の公表 など ○ 圏域の地域医療構想調整会議 ・ 地域の医療需要等を踏まえた病床整備の必要性の判断 ・ 公募における条件等の検討 など |
| 9～10月 | ○ 公募（※公募開始時に整備可能病床数の確定） |
| 11月～ 3月以降 | ○ 圏域の地域医療構想調整会議において審査 ・ 応募者からの説明聴取 ・ 評価基準や評価方法の決定、採点 ・ 病床配分方針の決定 など ○ 病院整備計画の決定 ○ 応募者への決定通知 ○ 非医師・非歯科医師開設の医療機関が増床等を行う場合は、圏域の地域医療構想調整会議の意見を付して医療審議会へ諮問 |

4 参考（各圏域の現状）

（令和6年4月1日時点）

| 圏域 | 基準病床数 | 既存病床数（※） | 許可病床数 | 将来の必要病床数 （地域医療構想（R7）） |
|-------|--------|----------|--------|--------------------------|
| 広島地区 | 11,074 | 12,192 | 12,786 | 13,063 |
| 広島西 | 1,266 | 1,626 | 1,954 | 1,559 |
| 呉 | 2,173 | 3,109 | 3,374 | 2,790 |
| 広島中央 | 1,834 | 2,066 | 2,440 | 2,141 |
| 尾三 | 2,325 | 3,101 | 3,228 | 2,864 |
| 福山・府中 | 4,754 | 4,627 | 5,047 | 5,031 |
| 備北 | 765 | 1,398 | 1,524 | 1,166 |

（※）障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病床、児童福祉法に規定する病床等を含まない